令和６年12月２日

確定申告書控えへの押なつ廃止による各種手引き改定について（お知らせ）

大阪府　都市整備部　住宅建築局

建築指導室　建築振興課

令和７年１月より税務署での確定申告書控えへの押なつが行われなくなることに伴い、「建設業許可申請の手引き」、「経営事項審査申請の手引き」等を改定します。

1．**改正の適用年月日**

**令和７年１月１日**から適用します。

２．**改正に該当する手引き等**

　・「建設業許可申請の手引き」

　・「建設業許可変更等届出の手引き」

　・「経営事項審査申請の手引き」

　・「大阪府知事が建設業の許可を行う際の審査基準」

　なお、各手引きについては令和６年１２月頃にホームページにて改訂版を掲載する予定です。

３．**改正の概要**

法人税、所得税及び消費税の確定申告書について、受付印の確認を行うのは令和６年１２月以前の申告分とし、令和７年１月以降の申告分については受付印の確認を行いません。

なお、電子申告の場合は令和７年１月以降の申告分についても税務署の受信通知を必ず確認します。

また、いずれにおいても審査にあたって、別途確認書類を求める場合があります。